

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

平成 30 年度

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～
《今年度のキャッチフレーズ》

「経営改革の推進と新たなサービスの在り方に向けた検討」

I. 事業・予算編成方針

平成 30 年度は、顕著化する慢性的な介護人材不足への対策、見直しごとに厳しさが増す介護保険報酬改定への対応、近年悪化傾向にある事業収支バランスの改善等、今後における公社の財務健全化を図る上で、中長期を見据えた抜本的な改革をスタートさせていく年度となる。

公社の財務状況は、過去 5 年間の経年推移を見ても、特殊要因で若干の差異はあるものの平成 24 年度、25 年度を境に悪化してきており、単年度収支における実質的な赤字決算が続いている。直近の平成 28 年度決算状況は、事業活動収支では若干の黒字（577 千円）であったが、投資活動収支、財務活動収支を含めた当期収支では赤字決算（△9,992 千円）であった。更には現時点での平成 29 年度決算についても前期決算と比較して赤字幅が拡大すると見込んでいる。

また、公益目的支出計画については、平成 25 年度から 36 年度の 12 年間において公益目的財産額 224,851 千円を支出していく計画でスタートしたが、計画 4 年間を経過した平成 28 年度末時点まで残額 49,000 千円となっており、計画よりかなり早い進捗状況で残り 2、3 年で計画が実施完了となる可能性が出てきている。そのため、計画終了を見据えた公益目的事業の見直し・再編に向けた検討を具体的に進めていくことが急務となっている。

こういった状況下では、数年後には非常に厳しい経営状況に陥ってしまうことが危惧されるため、組織体制の再構築をはじめ、既存事業の見直しや新規事業の研究等、あらゆる角度から「最小の経費で最大の効果」が出せるよう一旦ゼロベースに戻した上で検討し、優先順を明確にスケジュール化して経営改革に取り組んでいかなければならない。

こうしたことから、平成 30 年度の事業計画・予算編成方針は、下記を基調として鋭意取り組むこととする。

記

（1）事業の効率化・省力化等を図り、財務健全化への取り組みを推進する。

- ① より効率的・効果的な事業運営に向けた取り組みの推進
- ② システム等の利活用による業務軽減に向けた取り組みの推進

（2）柔軟且つ即応性の高いサービスの開発と質の向上を推進する。

- ① 既存事業の見直しや新規事業の研究等に向けた取り組みの推進
- ② 地域包括ケアシステム構築の寄与に向けた取り組みの推進

（3）公明正大な組織風土、働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

- ① 「きょうと福祉人材育成認証事業所」、「ワーク・ライフ・バランス認証事業所」として相応しい更なる良質な職場環境づくりに向けた取り組みの推進
- ② 「人材育成計画」に基づく人材の計画的な確保・育成に向けた取り組みの推進
- ③ 職員の待遇改善、職場環境の諸整備に向けた取り組みの推進

II. 重点項目

(1) 事業の効率化・省力化等を図り、財務健全化への取り組みを推進する。

① より効率的・効果的な事業運営に向けた取り組みの推進

少子高齢化の進展により労働人口も減少傾向にある今日、とりわけ介護業界の人材難は全国的な課題となっており、公社においても職員の定年退職や私事都合による欠員補充に困難を極める状況が続いている。特に公社事業の要となるホームヘルパーの確保に至っては、昨年度はわずか1名の採用しかできず、減少の一途を辿っており、ヘルパーの高年齢化も含めて課題となっている。

こうした中、全職員への処遇改善に力を入れ、介護保険の処遇改善加算等の充当に加えて、公社一般財源も投入することで、特別賞与やアルバイト賃金の見直し等を図りつつ、職員への年次有給休暇の時間休取得等の導入により、子育てや介護世代の職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組み、人材の流出を防ぐための対策も行ってきている。

しかしながら、ヘルパー不足によるホームヘルプサービス事業の収入減やデイサービス事業の稼働率低下に加え、老朽化してきた施設設備の修繕費の増大等による支出面の増加に伴い、收支バランスは年々悪化傾向にあり、公社の財務状況は過去に例を見ない厳しい状況下にある。

更に、今年度は介護保険報酬単価の見直しにより、デイサービス事業における基本単価の引き下げや各種加算要件の条件引き上げ等もあり、サービス提供の在り方や職員配置等も見直す必要がある。

こうしたことから、限られた人材、経営資源等を有効に活かしたサービス提供体制の構築を進めるとともに、これまでの方法に縛られない抜本的な事業運営方法、組織体制の見直し、新規事業の研究等、本年3月に策定した「経営改革5カ年計画」に全職員一丸となって取り組み、早期に財務健全化を図ることとする。

【具体的取り組み内容】

- ・経営改革5カ年計画の確実な実施
- ・西小倉事業所ヘルプサービス係と広野事業所ヘルプサービス係との統合化によるヘルプサービス事業の再編
- ・デイサービスでの食事提供の在り方の検討
- ・有効な新規事業の検討及び受託事業の評価・見直し
- ・経営会議及び経営委員会の継続実施

② システム等の利活用による業務軽減に向けた取り組みの推進

介護保険事業や人事・給与管理については、システムを活用することで業務の効率化に努めてきたところではあるが、近年こうしたシステムも更なる機能向上が図られており、重点項目①でも述べたように、今後の事業見直しに合わせて、より利活用できるシステムの導入が求められることになる。

そこで、業務改善 IT 環境の整備とそれらを利活用した更なる業務効率化を推進するために、システムのリース更新年度を見据えた研究、検討を行うとともに、業務の効率化、省力化を図ることで労務コストや光熱水費、消耗品費等の削減も図れるよう、業務軽減に向けて組織を挙げて取り組むこととする。

【具体的取り組み内容】

- ・介護保険、人事・給与システム等の見直しに向けた情報収集
- ・社内ネットワーク環境を整備し、より効率的な社内連携システムの構築
- ・会議、引き継ぎ等の時間短縮化を図り、能率的・効率的な社内情報共有の在り方の検討
- ・会議資料等のペーパーレス化に取り組み、資材省力化の推進

（2）柔軟且つ即応性の高いサービスの開発と質の向上を推進する。

① 既存事業の見直しや新規事業の研究等に向けた取り組みの推進

公益目的支出計画の進捗状況が計画よりも早いピッチで推移していることから、公益目的支出計画終了後の公社の公益目的事業の継続や廃止等を検討する時期を迎えている。併せて、この間据え置きとなっている財産預かりサービス等、他の法人、民間事業者が行う類似事業との比較検証を行うことで廃止も含めた議論を進めていく必要がある。

また、福祉人材が枯渇している中で「ほほえみ介護塾」の受講生が年々減少していること等も鑑み、開催方法や広報の在り方についても検討が必要となっている。今後新たに生活援助サービスのみに従事する新たな資格制度が導入されることもあり、介護塾の中で生活援助従事者研修課程の養成コースを立ち上げる必要性も出ている。

こうしたことから、既存事業の見直しと新たに公社として求められる公益事業についての検討、研究を行うこととする。

【具体的取り組み内容】

- ・公社独自事業を中心とした事業見直し検討会議の開催
- ・自主サービスの名称変更と業務範囲の見直し
- ・ほほえみ介護塾「生活援助従事者研修課程コース」の開催
- ・地域共生型社会を見据えた共生型サービス等の研究

② 地域包括ケアシステム構築の寄与に向けた取り組みの推進

昨年度から実施された総合事業では生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターの配置と、新たな担い手となる健康長寿サポーター養成のほか、宇治市認定の生活支援サービスの担い手となる 39 支援員の養成等の業務委託を受け、宇治市内に住民主体の通いの場づくりや 39 支援員を雇用した基準緩和型訪問介護サービスの実施等に取り組んでいる。

併せて、生活支援体制整備事業の中で「地域の支え合い仕組みづくり会議（第1層協議体）」の運営にも宇治市社会福祉協議会とともに取り組み、宇治市における地域包括ケアシステム構築の中での重要な役割も担っている。

更に、平成 28 年度から宇治市社会福祉協議会とともに取り組んだ合同プロジェクト「未来（あす）の地域（うじ）の福祉を考える合同プロジェクト」では、介護離職を切り口に宇治市内企業との繋がりや連携の下地づくり、宇治市内の介護、医療専門職の種別を超えたサポートや連携強化に資する集いの場の開催等、多くの成果を挙げつつある。

また、宇治市からの指定管理を受けてその運営にあたっている 3 カ所の地域福祉センターにおいて「地域密着型経営」を掲げて各々の事業所の地域特性等に基づき展開してきた地域密着型事業は、管理運営委員会や、登録団体、センター利用者を含む地域住民の方々との連携により拡がりを見せてきたものの、新たな発想による転換も求められる時期にある。

このような状況の中、地域福祉センターのより有効な利活用について、宇治市の再整備計画に合わせて、公社が長年提言してきた地域の高齢者等が主体的に地域福祉活動に参加できる活動拠点となるよう、指定管理者として積極的に提案、提言を行うこととする。

一方、平成 25 年度より宇治市とともに取り組んできた宇治市初期認知症総合相談支援事業も丸 5 年を経過し、特に京都認知症総合センターが圏域内に開設され、新たな連携先も誕生することから、「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けて公社としても更に取り組んでいくこととする。

【具体的取り組み内容】

- ・宇治市社会福祉協議会との合同プロジェクトで培った連携基盤を活かした取り組みの継続実施（合同勉強会、狭間なくし隊、介護離職セミナー等）
- ・各事業所におけるそれぞれの地域実態を踏まえた地域密着型事業の更なる深化（輝き支援事業等を地域福祉センターで行う際は各事業所での地域密着事業として位置付けて連携を図る）
- ・地域福祉センター再整備計画に対する提案
- ・認知症当事者の地域における活動の場、活躍の場づくりの推進

（3）公明正大な組織風土、働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

①「きょうと福祉人材育成認証事業所」、「ワーク・ライフ・バランス認証事業所」として相応しい更なる良質な職場環境づくりに向けた取り組みの推進

前述の通り、介護・福祉分野における人材確保についてはここ数年にわたり欠員補充にも苦しんでいるほか、ホームヘルパーをはじめとする非常勤職員の確保も困難を極める状況にある。更には平成30年度の介護保険制度の改正で生活支援サービスのみに特化した新たな資格制度の導入等も予定されており、新たな担い手の養成が急務となる。

平成26年度に「きょうと福祉人材育成認証事業所」の認証を取得し、魅力的な職場環境づくりに取り組んできたが、大半の事業者が認証事業所を取得するようになり、こうした他事業者との違いを鮮明に打ち出すためには、更なる職場環境整備を進めて上位認証を目指す必要性が出ている。

こうしたことから、今後ますます厳しさを増す公社の経営環境の変化に柔軟に対応し、これを乗り越えてくためには、人材の育成、強化が一層重要となり、人材育成を組織的に推進する上で、「きょうと福祉人材育成認証事業所」の上位認証の取得を目指すとともに、そのために必要な環境整備に取り組むこととする。

更に、人材難への対策として、多様な働き方を可能とする仕事の見直し（高齢者の積極的な雇用と継続して働ける環境整備並びに障害者雇用への積極的な取り組み等）を進め、介護や育児等、ライフイベントに応じて安心して仕事が続けられるよう、各種休暇制度の活用や必要に応じた雇用条件の配慮（職員から非常勤への転換、状況が変われば職員への復帰等）も図っていくこととする。

【具体的取り組み内容】

- ・上位認証取得に向けた検討会の開催
- ・衛生委員会等において働きやすい職場環境づくりの推進に向けての検討

②「人材育成計画」に基づく人材の計画的な確保・育成に向けた取り組みの推進

平成30年度より、例年の人材育成ヒアリングを目標管理シートに基づく四半期ごとの職員ヒアリングに変更し、所属係員と上司とのコミュニケーションの機会を頻回に設けることで、職員個々の強みを強化する人材育成を目指す。併せて、職員自身が計画的に業務遂行することを通じて業務成果の向上を意識できるようにする。その上で公社におけるキャリアアップ、スキルアップのモデルづくりを行うこととする。

そのための社内における研修プログラムの開発や目指す専門職像を明確にするための新たな検討委員会を設ける。併せて、上位認証取得に必要となる人事評価制度の導入に向けたあるべき評価の在り方について職員とともに検討することとする。

【具体的取り組み内容】

- ・社内研修企画・検討委員会の設置
- ・人事評価制度の見直しに向けた会議の開催（管理職）
- ・目標管理シートによる四半期ごとのヒアリングの実施

③ 職員の待遇改善、職場環境の諸整備に向けた取り組みの推進

人材確保が困難な現状であることから、公社で働く全ての職員にとって働きやすい職場環境を整えることが益々重要になっている。そのためにはグランドルール（3つの化）の徹底はもとより、職員間の相互理解と協調性を図り、風通しの良い職場環境とすることが求められる。

日常的に相互に意見が言いやすい組織風土をつくるために、定例の会議の開催方法の見直しや定期的な意見交換の場づくりを行うこととする。

【具体的取り組み内容】

- ・社内ネットワーク会議の開催
- ・社内研修発表会全体版の開催

III. 平成30年度新規事業について

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス）＊内容及び名称変更

公社独自事業としてこれまで実施してきた自主サービス（介護保険外家事援助サービス）については、総合事業による生活支援サービスの見直しや、地域における支え合い活動の普及等、介護保険外の家事支援にかかる他の社会資源も地域に登場してきたことから、一旦自主サービスとしての家事支援サービスをメニューから外し、介護保険外でとりわけニーズの高い通院時における院内介助に特化したサービスとして内容、名称を変更する。

② 「生活援助従事者研修課程コース」の開催

訪問介護の生活援助中心型サービスに従事するために必要な知識等に対応した研修が新たに創設されることから、「ほほえみ介護塾」の中で、生活援助従事者研修課程の養成講座を開催する。

③ 社会福祉協議会との連携による事業の実施

宇治市社会福祉協議会と合同で取り組んだプロジェクトの成果を受け、社協、公社の2社だけでなく他の法人との連携にも拡充し、この間取り組んできた事業（介護離職対策に関する事業、介護・医療専門職の課題対応力向上に関する事業等）に取り組む。

IV. 理事会・評議員会の開催

法人制度の改革により、評議員及び評議員会の権能が強化され、従来の法人の諮問機関としての性格から法人がバナンスの最高の決議機関として位置づけられることとなった。定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催することとする。

また、理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度に開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は 3 カ月に 1 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

理事会

開催月	主　　な　　件　　名
5 月	平成 29 年度事業報告について 平成 29 年度決算報告について
8 月	平成 30 年度第 1 四半期までの事業進捗状況について 平成 30 年度第 1 四半期までの事業収支実績について
11 月	平成 30 年度第 2 四半期までの事業進捗状況について 平成 30 年度第 2 四半期までの事業収支実績について
1 月	平成 30 年度第 3 四半期までの事業進捗状況について 平成 30 年度第 3 四半期までの事業収支実績について
3 月	平成 31 年度事業計画について 平成 31 年度収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

*上記開催月以外に必要に応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

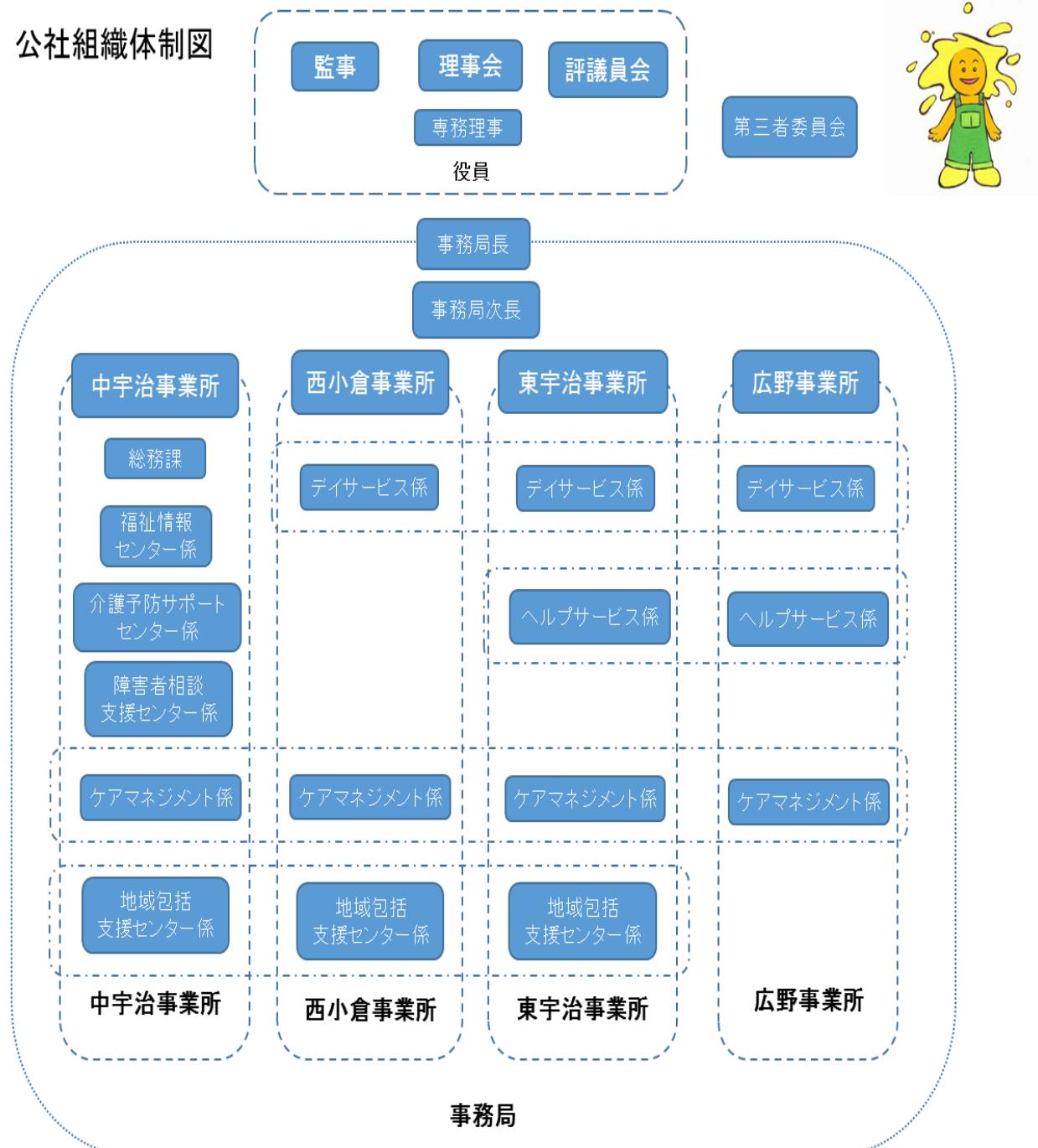
開催月	主　　な　　件　　名
6 月	平成 29 年度事業報告について 平成 29 年度決算報告について

*上記開催月以外に必要に応じて臨時開催する場合がある。

V. 組織機構

平成30年度より、公社創立時からの基幹事業であり、平成18年度から3拠点で展開してきた訪問介護事業（ヘルプサービス係）について、西小倉事業所のヘルプサービス係と広野事業所のヘルプサービス係を統合し、東宇治事業所と併せて2拠点化に再編する。

平成30年度 公社組織体制図



VI. 各種委員会・検討会議の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会とともに、当面の企画や課題を推進するための検討会議を下記のとおり設置する。

【名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆CS向上委員会（リスクマネジメント委員会と併合、名称・役割見直し）

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・安定的な経営、運営にあたって必要な事項（経営分析、リスクマネジメント活動）についての分析・検証・対策等の協議、企画、立案に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぽっぽ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・ホームページのリニューアルに関すること。

◆ES向上委員会（名称・役割見直し）

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・各事業所、各係の課題を横断的に取り上げ、議論、共有、提案を行う社内ネットワーク会議の企画・実施に関すること。

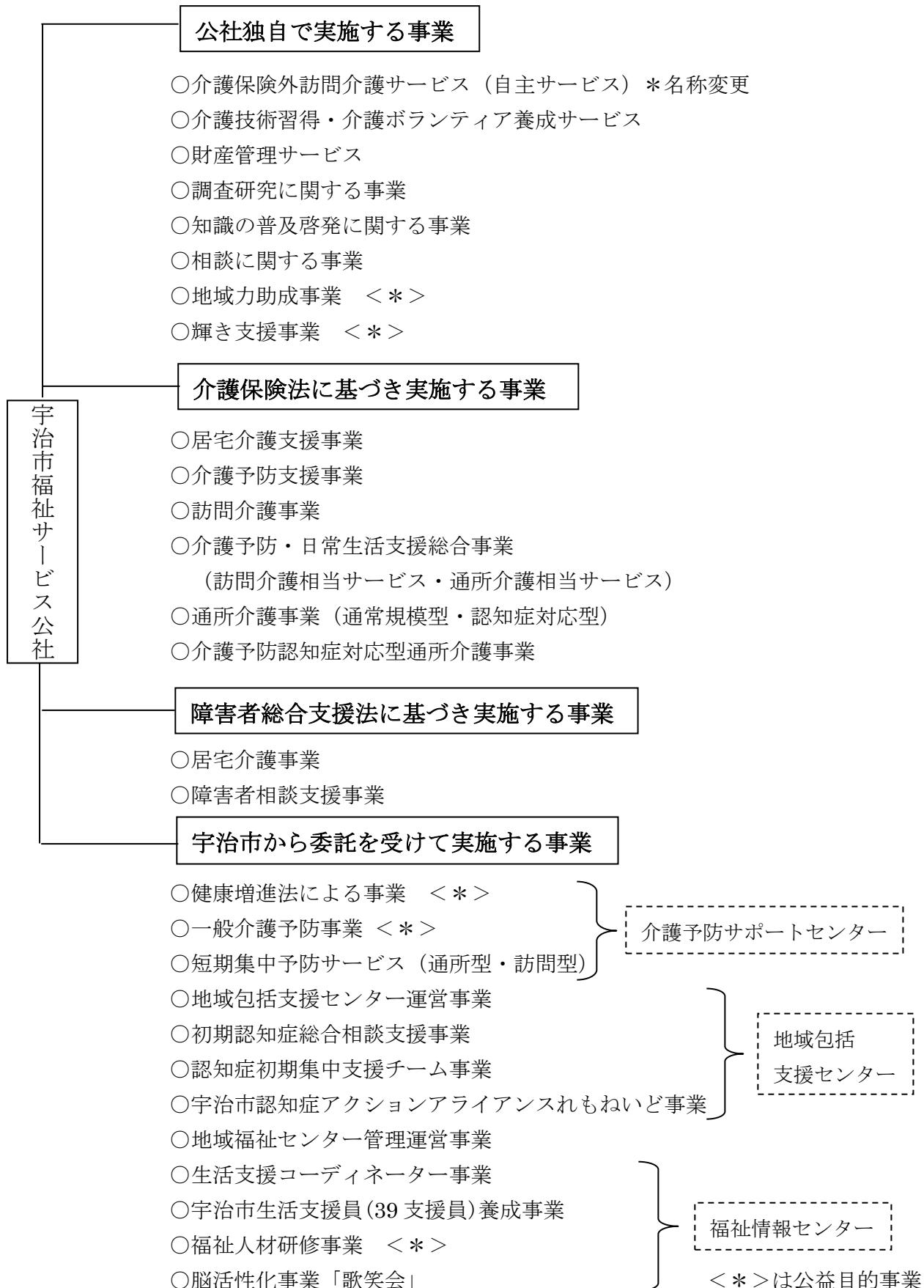
◆研修企画・検討委員会（新規）

- ・公社職員の資質や技術向上に資する研修についての内容、方法等の検討と企画実施に関すること。
- ・人権研修の企画に関すること。

◆公社事業見直し検討会議（新規）

- ・公益目的支出計画の終了を見据えて、公社独自事業の見直しを中心に新たに求められる公社事業についての在り方に向けた検討に関すること。

VII. 事業構成



VIII. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス）（名称変更及び内容変更）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとして実施してきたが、地域団体やNPO法人等が取り組む地域の支え合い活動や、その他有償サービス等の拡がりや、介護保険制度等における家事援助サービスの見直し等の動きを反映し、名称を「介護保険外訪問介護サービス」と改め、主に介護保険対象外となりニーズが高い病院内での見守り、介助支援を中心としたサービス内容に改める。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス（一部新規メニュー）

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

併せて、国が進める生活支援サービスに特化した新たな介護員研修のカリキュラムが明らかになった段階で、新たに「生活援助従事者研修課程コース」を開催する。

また、中宇治事業所の介護実習室を活用し、宇治市内の介護保険事業所等で働く専門職の資質向上に向けた研修事業のほか、介護者家族、福祉活動に関心のある市民に対して、各種講座を企画・開催する。

③ 財産管理サービス（見直し）

宇治市社会福祉協議会において実施されている地域福祉権利擁護事業と整合性を図りながら、財産預かり事業として事業化してきたが、数年にわたり利用実績がないことから、今年度の公社事業見直し検討会議で検討を行う。

④ 輝き支援事業

団塊世代をはじめとするシニア層に対して、自身の高齢期を生き生きと過ごせるよう、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供し、広義の介護予防に資するとともに、地域活動の担い手としても活躍してもらうことを目的に、平成17年度から平成26年度までの10年間、宇治市委託事業として実施してきた「宇治市輝き支援 2015 - 高齢期支援システム創造事業-」の成果とノウハウを踏まえ、公社独自事業として開催する。（昨年度開催例：料理教室、歌声広場、輝き支援事業派生サークル・団体の活動支援等）

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぽっぽ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部SNSを利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。併せて、閲覧数を増やすためにホームページのリニューアルも図る。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

そして、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させるとともに、設立20周年を記念して作製した着ぐるみ「ぽっぽ」を様々なイベント等で有効活用する。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業（見直し）

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

また、弁護士による高齢者、障害者等を対象とした法律相談を無料で毎月1回開催してきたが、年々予約相談件数が減少傾向にあり、その要因分析や求められる相談事業の在り方について公社事業見直し検討会議にて検討を行う。

(5) 地域保健福祉に寄与する関係団体等に関する支援、助成事業

① 地域力助成事業

地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動を支援し、福祉のまちづくりの原動力となる地域力の育成と社会関係資本の形成に寄与・貢献することを目的として実施する。

(助成対象例)

- ・ 高齢者の買い物、見学・鑑賞等のサポート事業
 - ・ 高齢者、児童、障害者・児、引きこもり者・児等の居場所づくりや交流支援事業
 - ・ 母・子、コミュニティビジネス等働き場所の創造や子育て支援事業
 - ・ 地域活動を担う人材育成や地域活動を推進する事業等、地域活動を育成支援する目的であって、
 - (1)新規に地域福祉活動事業を立ち上げ(る)た団体
 - (2)既に事業を実施しているが、その定着・継続に難しさを来している団体
- に対して、各号1件100万円以内、計上限200万円以内で助成を行う。

介護保険法に基づき実施する事業

(6) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヶ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(7) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

また、いわゆる基準緩和型訪問介護（家事支援）についても、宇治市が養成する生活支援員（通称39支援員）によるサービス提供に取り組む。

(8) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が発揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(9) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき、利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようサポートをする。

② 障害者相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(10) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上的心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター>
- 4) まるごとトレーニング <広野地域福祉センター・あいらの杜>
- 5) 脳活性化事業「頭すこやか講座」 <うじ安心館・東宇治・西小倉地域福祉センター>
- 6) あたまいきいき教室 <市内介護予防拠点・城南荘集会所>
- 7) 脳活性化事業「歌笑会」 <ヴィラ鳳凰、伊勢田明星園、まごころ園> *情報センター事業

③ 通所型短期集中予防サービス

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 カ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

- 1) トータルぷらす <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

④ 訪問型短期集中予防サービス

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 カ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的に訪問による予防サービスを提供する。

⑤ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑥ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関する事業 ④家族支援プログラムのフォローに関する事業 を主な事業内容とする。

⑦ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託する。

今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていけるような企画、事業を実施する。

⑩ 生活支援コーディネーター事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の業務を行う。

⑪ 宇治市生活支援員（39支援員）養成事業

基準緩和型訪問介護に従事するマンパワーとして、宇治市が独自のカリキュラムにより認定する宇治市生活支援員（通称39支援員）の養成事業を行う。

⑫ 福祉人材研修事業

宇治市内の介護支援専門員や介護保険事業従事者等を対象に、その資質の向上を図るために、各種の研修を企画・実施する。

⑬ 脳活性化事業「歌笑会」【②-7）再掲】

認知症予防事業として、音楽を用いて身体を動かし、懐かしい歌を歌いながら、認知症を正しく理解（ミニ講座）し、楽しく予防する教室を企画・開催する。（市内3会場にて月1回開催）